



事務連絡
平成25年7月31日

都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

建設業災害対応金融支援事業に係る
助成上限額等の見直しについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の建設業災害対応金融支援事業については、地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械を保有しようとする建設企業の取組を支援することを目的として創設された制度です。

今般、以下の通り見直しが図られますので、貴下会員企業へのご周知方よろしくお願い申し上げます。なお、制度周知にご活用いただくリーフレットにつきましては、8月第2週目頃を目途として発送予定としております。

敬具

<見直しの内容>

- 1 台あたり助成上限額・・・撤廃（現行：150万円）
- 1 企業あたり上限台数・・・撤廃（現行：通常3台、被災地特例含む場合6台）

<適用日>

- 8月1日（木） ※上限額の撤廃については、既に受付した申請案件にも適用させます

建設業災害対応金融支援事業（建設業振興基金ホームページ）
<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html>

金利が戻ってきます!!

平成 25 年 8 月 1 日より
助成上限額と台数制限を解除しました!

建設企業の重機購入を支援します (建設業災害対応金融支援事業)

国土交通省では、建設企業が所定の建設機械の購入にあたり、金融機関から購入資金の融資を受ける際の金利の一部、または割賦で購入する際の金利手数料の一部を助成します。

(一財)建設業振興基金(以下、「振興基金」といいます。)で助成申請を受け付けております。手続きの流れや申請書類等は、振興基金の下記ウェブサイトにてご紹介しておりますのでご覧ください。

(一財)建設業振興基金
建設業災害対応金融支援事業ウェブサイト

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html>

対象者

県、市町村などと災害協定を締結している地域の中小・中堅建設企業や、災害協定を締結している建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業(これらの協力会社を含む。)が対象となります。

【中小・中堅建設企業の定義】

資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設企業。

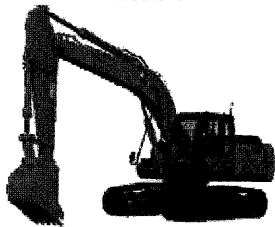
【協力会社の定義】

建設企業の協力会社(下請等)のうち、災害協定に記載されている業務を実施する企業。

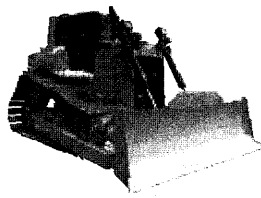
対象機種

助成の対象となる建設機械は、平成25年1月11日～平成26年2月28日の間にご購入された建設機械抵当法第2条に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルの3機種となります。

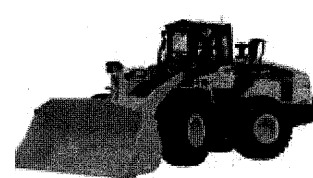
ショベル系掘削機(バックホウ)



ブルドーザー



トラクターショベル(ホイールローダー)



※メーカー毎の対象機種リストを、上記ウェブサイトで順次公表しています。

助成内容

初年度1年分の金利の2/3(ただし、上限は年利4%分まで)を補助します。

※1台あたりの金利助成上限額及び1企業あたり上限台数はありません(平成25年8月1日改正)。

※東日本大震災により建設機械を滅失等した建設企業が、滅失等した機械の代替として購入する場合は、対象機種、購入時期制限が緩和されます。詳しくは、振興基金の上記ウェブサイトをご覧ください。

こちらで本事業が利用可能かご確認ください。

【本事業は、建設機械を借入金で直接購入する又は割賦販売で購入する建設企業を支援するものです。】



※なお、東日本大震災で建設機械等を滅失等した建設企業で、滅失等した建設機械の代替として新たに機械を購入される企業に対しては、別途特例を設けております。

本事業の利用例

ケース1

- 購入方法：金融機関から借入金
- 調達金額：約750万円
- 1年目の金利総額：約13万円 (金利約2%)

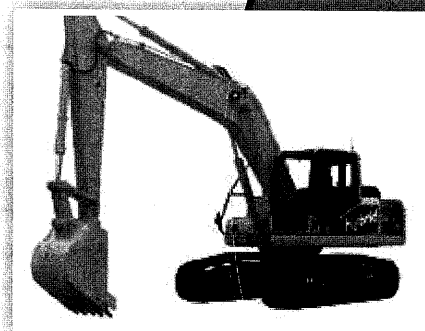
助成金受取額：約9万円



ケース2

- 購入方法：メーカーの販売会社から割賦販売
- 購入金額：約1700万円
- 1年目の金利総額：約62万円 (金利約4%)

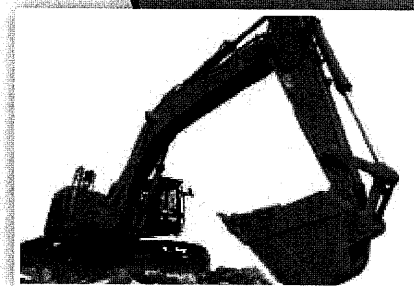
助成金受取額：約41万円



ケース3

- 購入方法：リース会社から割賦販売
- 購入金額：約5500万円
- 1年目の金利総額：約175万円 (金利約3%)

助成金受取額：約115万円



支援申請から支援決定までのスケジュール

- ▶ 1週間程度 (必要書類が同封されていない場合、審査にお時間がかかる場合がございます。また、申請について事前にご相談頂くことも可能です。)

金利助成請求から金利助成実施までのスケジュール

- ▶ 1週間程度で審査を実施。ただし、実際に助成金が振り込まれるのは審査後2週間程度を想定 (なお、利子助成申請は、最大で2回まで分けて実施することが可能です。)

割賦販売をご利用の方はご注意ください

- 当制度の助成対象は、割賦手数料に含まれる金利相当部分が対象となります (動産総合保険料は対象外)。
- そのため、金利相当部分の金額を確認できる書類 (具体的には、割賦販売契約書及びそれに付随する割賦計算書等) が必要となりますので、予めご了承ください。なお、金利相当部分確認用の割賦計算書については、申請建設企業からファイナンス会社に対しお求めください。

手続きの流れ

本事業の金利助成をご希望される方は、**建設機械を購入後、振興基金に対し、必要書類を取り揃え支援申請（簡易書留にて送付）をしてください。**

なお、申請期限は平成 26 年 3 月 31 日となりますのでお早めにご申請ください。

※金融機関から融資を受けて購入する場合と、割賦販売で購入する場合とでは、必要書類が一部異なりますのでご注意ください。

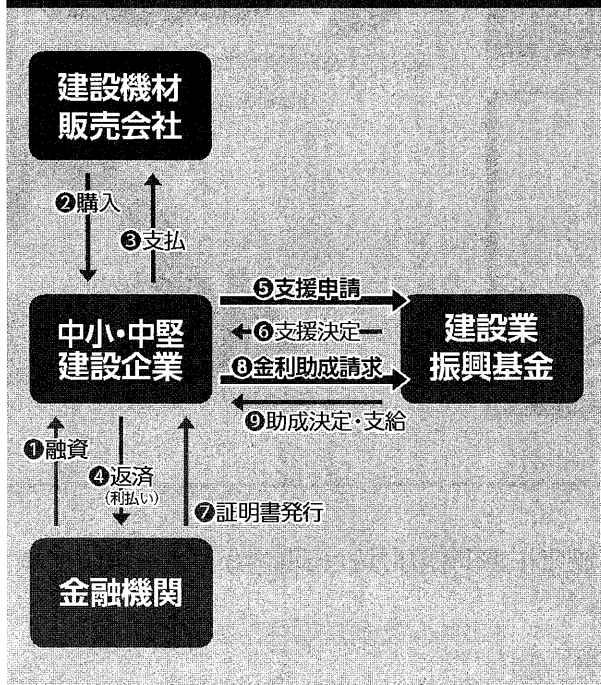
振興基金では、審査の上、支援決定した方には支援決定通知書を送付するとともに金利助成請求のご案内を行います。

※請求のご案内については、利払開始時から半年ごとに実施する予定です。

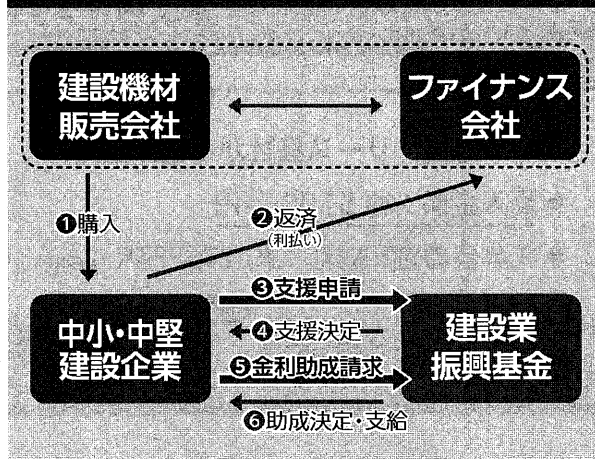
案内に従い、必要書類を取り揃え金利助成請求（簡易書留にて送付）をしてください。

支援申請、金利助成請求に係る必要書類は、振興基金の下記ウェブサイトからダウンロードしてください。

金融機関から融資を受けて購入



割賦販売による購入



【リース契約について】

本事業の対象となるのは、金融機関から融資を受けて購入した建設機械、および割賦販売により購入した建設機械となり、リース契約による建設機械は対象外となります。

【申請書類書式の入手について】

必要書類、申請書類書式は振興基金の下記ウェブサイトで紹介しております。以下のアドレスからご確認ください。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html>

(一財)建設業振興基金金融支援部

TEL: 03-5473-4575
FAX: 03-5473-1593

担当: 由井、丹治

お問い合わせ用メールアドレス

kenki@kensetsu-kikin.or.jp

お問い合わせ先

震災以降、既に購入された機械も対象です!!

東日本大震災において建設機械を滅失した一部の皆様においては、特例がございます。

**平成 25 年 8 月 1 日より
1 企業あたりの台数制限を解除しました!**

1. 特例の内容

①支援対象となる機械

【通常】ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル
【被災地特例】建設機械抵当法^{*}上の建設機械全て。

②機械の購入日

【通常】平成25年1月11日～平成26年2月28日
【被災地特例】平成23年3月14日～平成26年2月28日

2. 特例を受けるための条件

- ①罹災証明を受けていること。
- ②東日本大震災で滅失等した機械の代替として購入した機械であること。
(建設機械抵当法上の名称が同じ機械を購入することをご呈示頂ければと思います。)
- ③東日本大震災で機械等を滅失等したことが説明できること。
(滅失等した機械の写真等をご呈示頂ければと思います。)

※建設機械抵当法上の建設機械一覧

種類	名称	範囲	種類	名称	範囲	種類	名称	範囲	
1 掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの	6 ボーリング機械	ボーリングマシン	3キロワット以上の原動機を有するもの	10 コンクリート機械	セメント空気輸送機	フラクソー式輸送機又はキニオンポンプ	
	連続式バケット掘削機	走行装置及び22キロワット以上の掘削用原動機を有するもの		ドリルジャンボ	鑿岩機を支持するアームが二本以上のもの		コンクリートプラント	骨材貯蔵びん、計量装置及びミキサーを有するもの	
2 基礎工事用機械	くい打ち機及びくい抜き機	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が0.5トン以上のもの		7 トンネル機械	クローラードリル			コンクリートミキサー	混練容量が0.35立方メートル以上のもの
	グラウトポンプ	原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの	たて坑掘進機				コンクリートポンプ	排送能力が毎時5立方メートル以上のもの	
	ペーパードレーンマシン		トンネル掘進機				コンクリートブレード	打設能力が毎時10立方メートル以上のもの	
	大口径掘削機	スクリー式でないもの	シールド掘進機				アジテーターカー	ゴムタイヤ式でないもの	
	アースオーガー		ずり積み機		アスファルトフィニッシャー		敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及び原動機を有するもの		
地下連続壁施工用機械		8 整地・締め固め機械	モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの	11 舗装機械		アスファルトプラント	コールドエレベーター、骨材乾燥機、ホットエレベーター、ふるい分け装置、骨材貯蔵びん、アスファルト溶解がま及びミキサーを有するもの	
3 トラクター類	トラクター			スタビライザー				アスファルトクッカー	
	ブルドーザー		自重が3トン以上のもの	アグリゲートスプレッダー				コンクリートフィニッシャー	振動機及び原動機を有するもの
	トラクターショベル		バケット容量が0.4立方メートル以上のもの	ロードローラー		自重が8トン以上のもの	コンクリートスプレッダー	原動機を有するもの	
4 運搬機械	スクレーパー	積載容量が3立方メートル以上のもの	タイヤローラー			コンクリートペーパー	装軌式のもの		
	機関車		振動ローラー	自走式のものにあつては自重が8トン以上のもの、被牽けん引式のものにあつては自重が2トン以上のもの	12 船舶	しゅんせつ船	ポンプしゅんせつ船、ディップershゅんせつ船又はクラブしゅんせつ船で、独航機能を有しないもの		
	運搬車	積載重量が15トン以上のもの	9 砕石・選別機械	フィーダー		3キロワット以上の原動機を有するもの	砕岩船		
ジブクレーン		クラッシャー		ジョークラッシャー、ジャイレクトリークラッシャー、ゴーンクラッシャー、ロールクラッシャー、インパクトクラッシャー、ロッドミル又はボールミルで、3キロワット以上の原動機を有するもの		起重機船			
5 起重機械	タワークレーン	つり上げ能力が3トン以上のもの	選別機	ウオツシャー	ドラムウオツシャー又はスクリーウオツシャーで、3キロワット以上の原動機を有するもの	くい打ち船	独航機能を有しないもの		
	デリッククレーン			ウオツシャー			コンクリートミキサー船		
	ケーブルクレーン	巻上げ装置、走行装置及び原動機を有し、つり上げ能力が2トン以上のもの					サンドドレーン船		
	ウインチ	22キロワット以上の原動機を有するもの			土運船	鋼製で、独航機能を有しないもの			
エレベーター					作業台船				
					13 その他	空気圧縮機	14キロワット以上の原動機を有するもの		
					サンドポンプ	29キロワット以上の原動機を有するもの			
					発動発電機	発電機容量が15キロワットアンペア以上のもの			